

高額療養費制度について（限度額適用認定証について）

70 歳未満の方で健康保険を使用して診療を受ける場合、同じ月内の自己負担限度額が世帯の収入状況に応じて設けられております。ご入院の際に『健康保険限度額適用認定証』をご提示いただくことで窓口での入院診療費のお支払い自己負担の限度額までになります。（ただし食事代や差額ベッド等の自費分は対象外となります）

※ご入院時に限度額適用認定証をご提示いただきますので、ご入院の前に認定証の手続きを済ませておく必要があります。また、緊急でのご入院の場合は入院後すみやかにご家族さまなど手続きをしていただく必要があります。ご入院時に限度額適用認定証のご提示がない場合は通常の負担割合でのお支払いとなります。その場合、限度額を超える額については従来通り高額療養費の支給を受けるようになります。

限度額適用認定証の発行手続きはご加入されている健康保険の窓口（区役所、健康保険組合、全国健康保険協会支部など）へお問い合わせください。

高額療養費の自己負担限度額（月額）

高額療養費制度においてご負担いただく医療費の限度額が所得に応じて見直されました。

		月単位の上限額	4 ヶ月目以降
標準報酬月額 83 万円以上	ア	270,300 円+（医療費-901,000 円）×1%	140,100 円
標準報酬月額 53 万円～79 万円	イ	179,100 円+（医療費-597,000 円）×1%	93,000 円
標準報酬月額 28 万円～50 万円	ウ	85,800 円+（医療費-286,000 円）×1%	44,000 円
標準報酬月額 26 万円以下	エ	61,500 円	44,000 円
住民税非課税	オ	36,900 円	24,600 円

※あくまでも目安です。詳しくは各保険者へお問い合わせください。

※診療月より遅れての申請はできませんので、ご注意ください。

70 歳以上の方

適用区分	月単位の上限額	4 ヶ月目以降
現役並み所得者 標準報酬月額 83 万円以上	270,300 円+（医療費-901,000 円）×1% （多数該当 140,100 円）	
現役並み所得者 標準報酬月額 53 万円～79 万円	179,100 円+（医療費-597,000 円）×1% （多数該当 93,000 円）★	
現役並み所得者 標準報酬月額 28 万円～50 万円	85,800 円+（医療費-286,000 円）×1% （多数該当 44,400 円）★	
一般 標準報酬月額 26 万円以下	22,000 円 （年間の上限 216,000 円）	61,500 円 （多数該当 44,400 円）
Ⅱ 住民税非課税世帯	11,000 円 （年間の上限 96,000 円）	25,700 円 （多数該当 24,600 円）
Ⅰ 住民税非課税世帯 （年金収入 80 万円以下）	8,000 円	15,700 円

※★印：新たに「限度額認定証」を申請

※診療月より遅れての申請はできませんので、ご注意ください。